

IX 学習障害

学習障害とは、学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態である。

1 学習障害のある子供の教育的ニーズ

(1) 早期からの教育的対応の重要性

学習障害のある子供については、就学してから、その学習上の困難が顕在化することが多い。また、文字や数字を扱う場面が少ない幼少期においては、周囲から気付かれる可能性は低い。

しかし、学習障害の傾向があることを幼少期に気付くことは不可能ではない。文字の読み書きに興味を示さなかつたり、読み聞かせは好んでも文字をなかなか覚えなかつたりするなどの兆候が見られたら、気付いた時点で専門家に相談し、遊びの中でこれらの能力をはぐくめるような機会を積極的に設けると効果的な場合がある。

その際、すぐに結果を求めたり、過度に繰り返しを要求したりすることは避けなければならない。

(2) 障害の理解に関する保護者等への支援の重要性

学習障害のある子供に対しては、通常の学級において、必要に応じて適切な配慮をしつつ指導することが基本である。しかし、子供によっては、通級による指導が効果的であることから、就学に関する相談を進める上では、必要に応じて専門家の見解を伝えながら、保護者に対して通級による指導の意義・目的や通常の学級での学習との関係等について十分な説明を行い、その必要性について理解を得るように努めることが重要である。

保護者の中には、子供に障害があることに気付いていない場合や、気付いていても受け入れられない場合がある。そのような場合は、いきなり障害名を告げるのではなく、子供の困難について、具体的な支援の方法を伝える等を通して、保護者が障害を受け入れられるように説明をしていくことが大切である。

また、通級による指導における指導内容・方法、指導計画を保護者に提示することや、保護者がいわゆる通級指導教室を訪問して参観したり、担当者から説明を受けたりすることなどにより、保護者の理解と協力を得るよう努めることが大切である。

2 学習障害のある子供に必要な指導内容

学習障害の主な特性に即した指導方法として、例えば次のようなものが考えられる。

(1) 指示を理解するための指導

指示が理解できない場合には、注意が集中できないのか、聞いただけでは理解できないのかなど、その要因を明らかにした上で、視覚的な補助、復唱、聴写等をするなどの指導方法を組み合わせ、指示を理解する能力の改善を図る。

(2) 筋道立てて話すための指導

伝えたいことを相手にうまく伝えられない場合には、その要因を明らかにした上で、絵を見て話したり、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうする」等の項目に沿って話したりするなどの指導を行う。

(3) 文字や文章を音読する能力を高めるための指導

音読が苦手な場合には、聴覚的処理（文字を音声等に変換すること）に困難がある場合と、視覚的処理（視覚的な情報をとらえること）に困難がある場合がある。聴覚的処理に困難がある場合には、「がっこう」を「○○○○」をとらえられるようにするなど、音を視覚的にとらえる指導や支援機器を使って音声教材を繰り返し聞くなどの指導を行う。また、視覚的処理に困難がある場合には、文字単位ではなく、そのまとまりである単語全体としてとらえられるようにする指導や文字を拡大したり、行間を広げたりすることができるような教材を使つての指導を行う。

(4) 文字や文章を読み理解する能力を高めるための指導

読解が苦手な場合には、文章の内容の把握ができていないか、文章中の指示語の理解ができていないか、説明文と物語文のどちらの読解が苦手かなど、そのつまずきのレベルや要因を明らかにした上で、文章や段落ごとの関係を図示する、重要な箇所に印を付けるなどの指導を通じ、読解のための手段を身に付けられるようにする。

(5) 文字を正確に書く能力を高めるための指導

文字を正確に書くことが苦手な場合には、適切な文字を思い出すことができないのか、細かい部分を書き間違えるのか、同じ音の漢字や形が似ているアルファベットと間違えるのかなど、そのつまずきのパターンを把握した上で、漢字の成り立ち等の付加的な情報を指導し、意味付けを行うことや文章や文字をなぞって書くことなどの指導方法を組み合わせる。

(6) 作文を書く能力を高めるための指導

作文を書く際の視点を養うための推敲課題に取り組んだり、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どう思ったか」などの質問形式から取り組み始めたりするなどの工夫をしながら、作文の指導を行う。

(7) 計算する能力を高めるための指導

計算に困難さがある場合には、数の概念の未熟さ、記憶力の弱さ、視覚認知面の課題、思考力の弱さなどの要因が考えられる。つまずきの要因を明らかにした上で、数概念の拡大や計算の手順の獲得をねらいとして、絵カード等を活用して理解を進める。また、繰り上がり等の考え方について具体物を活用したり、筆算の際にマス目のあるノートを使ったり、記号を用いて手順を示したりするなどの指導を行う。

(8) 算数(数学)の文章を含む課題に取り組む能力を高めるための指導

算数(数学)の文章題が苦手な場合には、文章中にある条件を記憶する力や、示されている条件をもとに立式する思考力に弱さがあるのかなど、その要因を明らかにした上で、その問題が何を問うているのか、ヒントは何なのか、どのような概念や公式が必要かなどに着目させる。また、自分で文章題を作成したり、あるいは文章題を図に示したりするなどの指導を行う。

(9) 図形を含む課題に取り組む能力を高めるための指導

図形を含む課題が苦手な場合には、視覚認知能力や空間操作能力、器具の扱いに困難があるのかなど、その要因を明らかにした上で、間違い探しや回転課題など、観点を絞った基本的な図形の学習や、図形の特徴や操作を言葉に直すなどの指導を行う。

(10) 位置や空間を把握する能力を高めるための指導

位置や空間を把握することが苦手な場合には、自分を取り巻く空間で身近な物の位置関係をどの程度把握しているかを明らかにした上で、ボディーイメージの形成や空間での位置関係の把握のため、学校周辺の地図の作成など実際に体験できる活動を取り入れるとともに、パズルや積み木模様の構成などを行う。

(11) 各教科の補充指導

子供の状態等に応じ、学習障害の状態の改善・克服を図る特別の指導のほか、各教科の補充的な学習をすることも効果的である場合がある。これは、障害のない子供に対して一般的に行われる個別指導での「発展的な学習」や「補充的な学習」とは異なり、学習障害が原因となって各教科の学習につまずきがみられる場合に、各教科の補充指導を行うものである。

例えば、特異な認知の仕方に応じた指導方法の工夫や、苦手な能力を他の能力で補完する手法の工夫(例:文字による伝達を音声による伝達に替える)などを行って、各教科の補充指導を実施することなどが考えられる。

(12) その他の指導

学習障害に起因する上記の困難は、それ自体に留まらず、場合によっては、それらが複合化されて他の様々な困難に結び付くことがある。例えば、位置や形を捉えることの困難により表情の変化が読み取れなかったり、読み書きの困難により語彙が貧弱だったりすることによって、ソーシャルスキルの習得、コミュニケーション能力の発揮や対人関係の形成等における困難となって現れる場合があり、これらに対応することも重要である。

また、学習障害により、自己評価の低下がみられる場合等においては、学習障害の理解や、それに伴う自己認知や自己有能感の向上という視点も大切である。これらの内容を取り出して特別に指導することや、様々な指導の中で配慮することなど、子供の実態に応じて工夫することが必要である。

3 学習障害のある子供の教育の場と提供可能な教育機能

(1) 通級による指導

通級による指導（学習障害）の対象については、以下のとおりである。

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育長通知)

① 通級による指導(学習障害)の対象等

学習障害のある子供は、通常の学級における学習に参加できるものの、個々の子供の障害の状態に応じた配慮が必要な場合や、いわゆる通級指導教室などの特別の場において個々の障害の状態に応じた特別な指導が必要になる場合がある。

学習障害のある子供のうち、通常の学級における適切な配慮や指導方法の工夫のみでは、その障害の状態の改善・克服が困難であり、その障害の状態に応じて一部特別な指導が必要であると判断される場合に、通級による指導の対象となる。

通級による指導の対象となるか否かの判断に当たっては、各学校又は各地域における支援体制の活用を図り、各学校に設置されている校内委員会による判断や意見に加え、教育委員会に設置されている専門家チームによる判断や意見を参考にすることが重要である

一般に、就学に関する相談は入学時や学年始めに集中するが、学習障害のある子供の場合は、学期の途中で特別な支援の必要性が生じることもある。したがって、校内委員会においては、日ごろから気になる子供の実態を把握したり、学習障害のある子供等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞いたりして、通級による指導の対象とすることや、通常の学級における適切な配慮や指導上の工夫を講ずるなどの対応が行えるようにすることが大切である。

② 指導内容

ア 学習障害のある子供に対する通級による指導

通級による指導を行うに当たっては、特別支援学校の学習指導要領における自立活動を参考にした指導を中心にしながら、学習障害の特性や、子供一人一人の個別の教育的ニーズに十分配慮することが大切である。

実際の指導では、指導の目標や内容・方法等を踏まえ、必要に応じて、個別指導やグループ別指導を適切に組み合わせて行うことが求められる。加えて、障害の状態の改善又は克服を目的とした指導と、各教科の補充指導について、それらを適切に組み合わせて行うことが効果的である場合には、適切な配慮の下に実施することが大切である。また、学習障害のある子供については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人一人の状態に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要である。

イ 個別の指導計画の作成

学習障害のある子供に対しては、個別の指導計画を作成することが望ましい。特に、通級による指導を受ける子供については、個別の指導計画作成の際に、通常の学級における配慮事項も記述しておく必要がある。

また、対象となる子供に対して、個別の教育支援計画が作成されている場合には、そこに記されている内容にも十分配慮して、個別の指導計画を作成することが大切である。

(2) 通常の学級における指導

通常の学級においては、学習障害のある子供について、適切な配慮の下に指導が行われる必要がある。指導を担当する教員は、学習障害のある子供の実態の把握に努め、通級による指導における指導方法等を参考にするとともに、ティームティーチングや個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、教材・教具などの工夫を行うことも重要である。

読み書きに困難がある場合は、板書だけで説明するのではなく、必ず読み上げて分かりやすく説明したり、ノートに写すべき部分を色分けしたりするなどの配慮が効果的である。また、計算が苦手な場合に、練習問題の量を減らすなどの工夫も考えられる。

4 学習障害のある子供の教育における合理的配慮の観点

学習障害のある子供の教育に当たっては、どのような場で教育をするにしても次のような観点の配慮を検討する必要がある。

① 教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。(文字の形を見分けることができるようにする、パソコン、デジカメ等の使用、口頭試問による評価 等)

①-1-2 学習内容の変更・調整

「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。(習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分 等)

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。(文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える 等)

①-2-2 学習機会や体験の確保

身体感覚の発達を促すために活動を通じた指導を行う。(体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動 等) また、活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

苦手な学習活動があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける。(文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長、必要な学習活動に重点的な時間配分、受容的な学級の雰囲気作り、困ったときに相談できる人や場所の確保 等)

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

②-2 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏な場合もあること等について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路等を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。(具体的で分かりやすい説明、不安感を持たずに行動ができるような避難訓練の継続 等)

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

特になし

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。(余分な物を覆うカーテンの設置、視覚的に分かりやすいような表示 等)

5 学習障害の理解と障害の状態の把握

(1) 学習障害について

① 学習障害の概要

学習障害(LD: Learning Disabilities)とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

※ 従来は、「中枢神経系に何らかの機能障害」と表現していたが、「何らかの要因による機能不全」と医学的には同義であるため、ADHD等の定義と表現をそろえたものである。

② 学習障害により困難を示す領域

学習障害により困難を示す領域は以下のとおりであり、学習障害とは、このうちの一又は複数について著しい困難を示す状態を指す。

ア 聞く能力

他人の話を正しく聞き取って、理解すること。

イ 話す能力

伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと。

ウ 読む能力

文章を正確に読み、理解すること。

エ 書く能力

文字を正確に書くこと。筋道立てて文章を作成すること。

オ 計算する能力

暗算や筆算をすること。数の概念を理解すること。

カ 推論する能力

事実を基に結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること。

③ 学習障害の特性

ア 見逃されやすい障害であること

学習障害は、障害そのものの社会的な認知が十分でなく、また、一部の能力の習得と使用のみに困難を示すものであるため、「単に学習が遅れている」あるいは「本人の努力不足によるもの」とみなされてしまい、障害の存在が見逃されやすい。まずは、障害の特性に応じた指導や支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要がある。特に、早期からの適切な対応が効果的である場合が多いことから、低学年の段階で学級担任がその特性を十分に理解し、適切な指導や必要な支援の意義を認識することが重要である。

なお、平成24年に文部科学省が実施した全国的な実態調査では、医師等の専門家による判断に基づくものではないが、学習障害や注意欠陥多動性障害等の可能性があり、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている子供が小・中学校の通常の学級に6.5%程度在籍している。

イ 他の障害との重複がある場合が多いこと

学習障害は、中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されており、注意欠陥多動性障害や自閉症を併せ有する場合があります。その程度や重複の状態は様々であるので、個々の子供に応じた対応が必要である。

ウ 他の事項への波及

対人関係形成の際に様々な困難が生じる場合があり、その結果として、不登校や心身症などの二次的な障害を起こす場合がある。

(2) 障害の状態の把握

学習障害の状態の把握に当たっては、以下の点に留意しつつ、保健、福祉などの関係諸機関、専門家チーム、巡回相談等の各地域における支援体制や、校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の各学校における支援体制に蓄積されている知見を活用することが重要である。

① 学習困難の評価

ア 国語、算数(数学)等の基礎的能力に著しいアンバランスがあること。

校内委員会等で収集した資料、標準的な学力検査等から、国語、算数(数学)の基礎的能力(聞く、話す、読む、書くことや計算、図形の理解など)における著しいアンバランスの有無やその特徴を把握する。

必要に応じて、複数の心理検査等を実施したり、授業態度などの観察や保護者との面談等を実施したりして、対象となる子供の認知能力にアンバランスがあることを確認するとともに、その特徴を把握する。

なお、英語については発音される要素が日本語より多種多様であり、表記とそれに対応する読みが複雑であるだけでなく不規則な表記が多く、日本語に比べ識字などの基礎的能力に著しいアンバランスが生じやすいとの指摘もなされている。

イ 全般的な知的発達の遅れがないこと

標準化された個別式知能検査の結果等から、全般的な知的発達の遅れがないことを確認する。ただし、小学校高学年以降にあっては、学習障害が原因となって、国語、算数(数学)の基礎的能力の遅れが全般的な遅れにつながっていることがあることに留意する必要がある。

② 医学的な評価

学習障害かどうかの判断に当たっては、必要に応じて、専門の医師又は医療機関による評価を受けることを検討すべきである。

学習障害の原因となり得る中枢神経系の機能不全が、主治医の診断書や意見書などに記述されている場合には、特別に配慮すべきことがあるかどうか確認しておく。

③ 他の障害や環境的要因が直接的原因ではないこと

ア 他の障害や環境的要因が学習困難の直接的原因ではないこと

子供の日常生活における行動の記録や校内委員会等で収集した資料等に基づ

いて、他の障害や環境的要因が学習困難の直接的原因ではないことを確認する。その際、必要に応じて、対象となる子供が在籍する通常の学級における授業態度の観察や保護者との面談等を実施する。

イ 他の障害の判断をする場合の留意事項

注意欠陥多動性障害や高機能自閉症等が学習困難の直接的原因であれば、学習障害と判断することには慎重でなければならない。しかし、その場合であっても学習障害が併存することも多いこと、また、その併存は判断が難しいことなどから、学習障害の可能性を即座に否定することなく、慎重に判断する必要がある。また、知的障害と学習障害は基本的には重複しないが、過去に知的障害の疑いがあると判断された場合においても、学習障害の可能性を即座に否定することなく、慎重に判断する必要がある。

表3-Ⅸ-(1) 調査事項の例(学習障害)

以下に掲げる項目、内容はあくまでも障害の程度、状態を正確に把握する上で有益と思われるものを参考例として示したものである。実際の調査においては、障害の状態、地域の実情等に応じて適切な事項を選択し、又は追加する等により独自の調査事項を定めることが大切である。

観 点	項 目	内 容
教育的観点	これまでに受けた教育等	教育相談，生育歴，前籍校等
	教育課程	通常の学級を離れた特別の場での特別な指導の必要性
	著しい困難を示す特定の能力の分野	聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力
医学的観点	障害の診断	診断名・医学的観点から配慮すべきこと
心理学的観点	障害の理解	本人・保護者の障害の理解
併せ有する他の障害の有無と障害種		
本人・保護者の希望	希望する教育の形態	通常の学級における配慮 通級による指導の活用
設置者の受け入れ体制	支援体制の整備状況	専門家チームや巡回相談員の活用状況 校内委員会を中心とした校内における支援体制整備状況 通級指導教室（学習障害）の設置の有無